

入所申し込み書類チェックリスト

※このチェックリストは提出不要です。

1 申請のための書類	
<input type="checkbox"/> 支給認定申請書 ……児童1人につき1部 ※個人番号の記入をお願いします。 <input type="checkbox"/> 保育施設利用申込書 ……児童1人につき1部 <input type="checkbox"/> 入所に関する確認票 ……世帯につき1部 <input type="checkbox"/> 保育の必要性を証明する書類 ……次ページを参照（保護者1人につき1部）	
2 個人番号の分かる書類と身分確認 ※申請の際、窓口で提示してください。	
<input type="checkbox"/> 申請者のマイナンバーカード（または通知カードと身分証明書、もしくは個人番号の記載された住民票の写し等と身分証明書） ※身分証明書……運転免許証等	
3 該当者のみ必要な書類	
小美玉市外にお住いの方 （単身赴任・別居等）	<input type="checkbox"/> 市区町村民税課税(非課税)証明書 ※父母または家計の主宰者の分 4～8月入所：令和5年度分のもの 9～3月入所：令和6年度分のもの
外国籍の方	<input type="checkbox"/> 在留資格を証明する書類（在留カード等）の写し ※世帯全員分
同一世帯に在宅障がい者 (児)がいる方	<input type="checkbox"/> 障害者手帳の写し
生活保護受給者の方	<input type="checkbox"/> 生活保護受給証の写し、生活保護決定通知の写し
離婚調停中で別居している方	<input type="checkbox"/> 離婚調停中であることが分かる書類 （調定期日呼出状・事件係属証明書等の写し） ※書類の提出がない場合、ひとり親扱いとならず、調定相手方の保育の必要性を証明する書類が必要となります。
小美玉市へ転入予定の方	<input type="checkbox"/> 転入先住所が分かる書類（賃貸契約書の写しや不動産売買契約書の写し等）

受付期間 ※土日・祝日を除く（8：30～17：15）※先着順ではありません

●令和6年4月入所 本受付 令和5年11月1日（水）～令和5年11月30日（木）

●令和6年4月入所 2次受付 令和6年1月4日（水）～令和6年1月31日（水）

※2次受付は、本受付後に空きがあった場合のみ

●5月以降の入所

入所希望月の前月10日まで（10日が土日祝日の場合は翌開庁日）

※入所受付は随時行います。ただし、空きがない場合は、待機（空き待ち）となります。

例：5月1日から入所希望の場合……4月10日〆切

保育の必要性を証明する書類

①・⑦の最低就労（就学）時間：月60時間以上（1日4時間以上かつ月15日以上）

保育を必要とする理由		必要な書類
① 就労	A.会社にお勤めの方	就労証明書（就労先に記入を依頼してください）
	B.自営業・農業の方 （ア及びイ）	ア 就労証明書（ご自身で記入をしてください） イ 下記いずれか ・確定申告書（市県民税申告書）の写し ・開業届出書の写し ※自営業の従業員や専従者の親族の方は、経営者に記入を依頼してください。この場合、イは提出不要です。
②妊娠・出産		母子健康手帳の写し （表紙及び分娩予定日のページ又は出生届出済証明のページ）
③疾病・障がい	疾病のある方 （ア及びイ）	ア 申告書 イ 診断書 ※医療機関の様式
	障がいのある方 （ア及びイ）	ア 申告書 イ 障害者手帳、療育手帳等の写し（いずれか）
④介護・看護（ア及びイ）		ア 申告書 イ 診断書、障害者手帳、介護保険被保険者証の写し（いずれか）
⑤災害復旧		罹災証明書等
⑥求職活動（ア及びイ）		ア 誓約書 イ ハローワーク受付票など求職活動とわかる書類
⑦就学（ア及びイ）		ア 在学証明書、学生証の写し（いずれか） イ 時間割、カリキュラム（いずれか）

<留意事項>

- ・きょうだい同時に入所希望の場合、父母それぞれ1部のみ提出で構いません。
- ・利用希望月の1日現在で、満65歳未満の同居（敷地内同居の場合も含む。）の祖父母や、生計同一の同居人（未入籍の場合も含む。）がいる場合は、その方の書類の提出も必要です。
- ・証明書類は、提出日時点で発行日から3カ月以内のものを提出してください。
- ・①の事由に該当する方で、就労見込みの場合や、利用の基準に満たない場合は、⑥の誓約書の提出も必要です。
- ・申込書類に不備がある場合、利用調整時に不利になることや、受付できない場合がありますので、ご注意ください。虚偽の申請があった場合は、認定が取消しになります。
- ・書類の記載事項を訂正する場合は、二重線で訂正してください。（修正テープ等を用いての訂正は、認められません。）
- ・一度提出された書類は返却いたしませんので、ご提出前に必ずご自身でコピーをおとりください。